

平成25年9月26日

古賀市議会
議長 奴間 健司 様

総務常任委員会
委員長 内場 恭子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第83号議案 字の区域の廃止について

古賀市青柳篠林地域物流団地（仮称）の開発に伴い、青柳区の一部の地域の字を廃止するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 字の区域を廃止する理由は、①通常、字界は道・川等で分けられることが多いが、開発に伴い従来の字界が原形をとどめなくなり判別が困難になったため、②不動産登記法第41条第2号の規定により、字が異なる場合、土地の合筆ができないため、③区画整理事業ではなく都市計画法に基づく開発であるため、とのこと。
2. 区画整理事業では通常、住居表示を実施するため、小字が自動的に廃止されるのに対し、今回の開発は都市計画法に基づく開発であるため、字の区域の廃止を行う場合には議会の議決が必要とのこと。土地の開発に合わせてきちんと区画ごとに字を整理することは、市の企業誘致等の観点からも重要と考えているとのこと。
3. 開発区域には219筆の土地があり、字ごとの筆数は、栗原が4筆、才崎が2筆、横枕が42筆、篠林が36筆、瓜尾が66筆、踊ヶ浦が4筆、八反田が7筆、字がない道路や水路が58筆。今回の提案は全て字の一部を廃止するもので、開発区域内の字は廃止されるが、開発区域外についてはそのまま残るため、字の名称は消滅しないとのこと。
4. 開発前の現況は、数件の家があるが、ほとんどが山林等であった。開発後は23区画に整地を行った上で合筆登記まで行う計画であり、字を廃止した後は「大字青柳何々番地」という表記になるだろうとのこと。また、開発区域内には公園や調整池も予定されているとのこと。

5. 字図は公文書として保存の必要があり、歴史的・文化的価値はあると認識している。字の変遷も重要であることから、開発の事績として保存していくとのこと。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。